

2016年6月12日 総会

立命館守山早苗会 会則 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1章 総則 省略</p> <p>第2章 会員 省略</p> <p>第3章 会議</p> <p>第6条 本会に次の会議をおく。</p> <p>(1) 総会</p> <p>(2) 幹事会</p> <p>(3) 本部役員会</p> <p>(4) 専門部会 (総会)</p> <p>第7条 総会は本会の最高議決機関とする全会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、会長が招集し3年毎に1回開催する。但し、会長が必要と認めたとき、臨時総会を開催することができる。</p> <p>3 総会は、全会員をもって構成する。</p> <p>4 総会は、構成員の過半数の賛同をもって成立する。</p> <p>5 議決は、出席者の過半数の賛成を要する。</p> <p>6 総会は、次の事項を審議・決定し、議長は会長が指名する。</p> <p>(1) 会則の改廃に関する事項。</p> <p>(2) 事業計画および予算、事業報告および決算に関する事項。</p> <p>(3) 同窓会の活動方針に関する事項。</p> <p>(4) その他重要な事項。 (幹事会)</p> <p>1 総会を開かない年ならびに会長が必要と認めたとき、幹事会を開催し、総会に代わって議決する。</p> <p>2 幹事会は、会長が招集し、会長、副会長、部長、</p>	<p>第1章 総則 省略</p> <p>第2章 会員 省略</p> <p>第3章 会議</p> <p>第6条 本会に次の会議をおく。</p> <p>(1) 総会</p> <p>(2) 幹事会</p> <p>(3) 本部役員会</p> <p>(4) 専門部会 (総会)</p> <p>第7条 総会は本会の最高議決機関とする全会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、会長が招集し3年毎に1回開催する。但し、会長が必要と認めたとき、臨時総会を開催することができる。</p> <p>3 総会は、全会員をもって構成する。</p> <p>4 総会は、構成員の過半数の賛同をもって成立する。</p> <p>5 議決は、出席者の過半数の賛成を要する。</p> <p>6 総会は、次の事項を審議・決定し、議長は会長が指名する。</p> <p>(1) 会則の改廃に関する事項。</p> <p>(2) 事業計画および予算、事業報告および決算に関する事項。</p> <p>(3) 同窓会の活動方針に関する事項。</p> <p>(4) その他重要な事項。 (幹事会)</p> <p>1 総会を開かない年ならびに会長が必要と認めたとき、幹事会を開催し、総会に代わって議決する。</p> <p>2 幹事会は、会長が招集し、会長、副会長、<u>常任幹事長</u>、会計ならびに幹事、有志会幹事をもって構成する。</p> <p>3 幹事会は、構成員の過半数の賛同をもって成立</p>

会計ならびに幹事、有志会幹事をもって構成する。

3 幹事会は、構成員の過半数の賛同をもって成立する。

4 議決は、出席者の過半数の賛成を要する。

5 幹事会は、次の事項を審議・決定し、議長は会長が指名する。

(1) 事業計画および予算、事業報告および決算に関する事項。

(2) 同窓会の活動方針に関する事項。

(3) その他重要な事項。

6 幹事会は、本部役員および会計監査が任期満了となった場合、または、欠員が生じたとき、次

の候補を選出する。

(本部役員会)

第8条 本部役員会は、会長、副会長、部長、会計をもって構成する。

2 本部役員会は、会長が必要と認めたとき招集し開催する。

3 本部役員会は、次の事項を審議・決定し、議長は会長が指名する。

(1) 総会および幹事会において審議、決定、報告する事項。

(2) 同窓会の活動方針に関する事項。

(3) 役員および常任幹事の候補選出に関する事項。

(4) その他重要な事項。

4 第8条第3項(3)の審議にあたっては、会長が必要と認めたときは、別に会員を指名することができる。

(専門部会)

第9条 専門部会は、常任幹事で構成し、事業を円滑に行うため、次の専門部会をおく。

(1) 総務部 会務の事務および管理を担う。

(2) 企画部 会務の行なう事業の計画立案を担う。

(3) 渉外部 会務と立命館学園や地域との連携を担う。

する。

4 議決は、出席者の過半数の賛成を要する。

5 幹事会は、次の事項を審議・決定し、議長は会長が指名する。

(1) 事業計画および予算、事業報告および決算に関する事項。

(2) 同窓会の活動方針に関する事項。

(3) その他重要な事項。

6 幹事会は、本部役員および会計監査が任期満了となった場合、または、欠員が生じたとき、次の候補を選出する。

(本部役員会)

第8条 本部役員会は、会長、副会長、常任幹事長、会計をもって構成する。

2 本部役員会は、会長が必要と認めたとき招集し開催する。

3 本部役員会は、次の事項を審議・決定し、議長は会長が指名する。

(1) 総会および幹事会において審議、決定、報告する事項。

(2) 同窓会の活動方針に関する事項。

(3) 役員および常任幹事の候補選出に関する事項。

(4) その他重要な事項。

4 第8条第3項(3)の審議にあたっては、会長が必要と認めたときは、別に会員を指名することができる。

~~(専門部会)~~

~~第9条 専門部会は、常任幹事で構成し、事業を円滑に行うため、次の専門部会をおく。~~

~~(1) 総務部 会務の事務および管理を担う。~~

~~(2) 企画部 会務の行なう事業の計画立案を担う。~~

~~(3) 渉外部 会務と立命館学園や地域との連携を担う。~~

~~(4) 広報部 会務の行なう事業の情報発信を担う。~~

~~2 専門部会は、各部長が招集し開催する。~~

(4) 広報部 会務の行なう事業の情報発信を担う。

2 専門部会は、各部長が招集し開催する。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会の役員は次の通りとする。

(1) 名誉会長若干名(うち1名を母校学校長とする)

(2) 会長 1名

(3) 副会長 若干名(うち1名を総務企画担当、うち1名を渉外広報担当とする)

(4) 部長 4名(総務部長、企画部長、渉外部長、広報部長)

(5) 会計 1名

(6) 会計監査 2名

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次の通りとする。

(1) 名誉会長 本会の全般に関し必要な助言と意見を述べる。

(2) 会長 本会を代表し会務を統理する。

(3) 副会長 会長を補佐し会長の事故あるときはその仕事を代行する。

(4) 部長 会務を総務、企画、渉外、広報に分担し、遂行する。

(5) 会計 会計事務を司る。

(6) 会計監査 本会の会計監査を行う。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、3年とし再任は妨げない。但し、特別会員から選ばれた役員は現職期間

とする。

2 役員の仕事中に欠員が生じた場合は、本部役員会にて代理人を決定する。その場合の代理人の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、幹事会において選出された候補者について、会員の信任投票により有

第4章 役員

(役員)

第910条 本会の役員は次の通りとする。

(1) 名誉会長若干名(うち1名を母校学校長とする)

(2) 会長 1名

(3) 副会長 若干名(うち1名を総務企画担当、うち1名を渉外広報担当とする)

(4) 常任幹事長 男女若干名

(5) 会計 若干名

(6) 会計監査 若干名

(7) 相談役 若干名

(役員の仕事)

第1011条 役員の仕事は次の通りとする。

(1) 名誉会長 本会の全般に関し必要な助言と意見を述べる。

(2) 会長 本会を代表し会務を統理する。

(3) 副会長 会長を補佐し会長の事故あるときはその仕事を代行する。

(4) 常任幹事長 常任幹事を代表し会務を遂行する。

(5) 会計 会計事務を司る。

(6) 会計監査 本会の会計監査を行う。

(7) 相談役 本会を補佐し適切な助言等を行う。

(役員の仕事)

第1112条 役員の仕事は、3年とし再任は妨げない。但し、特別会員から選ばれた役員は現職期間とする。

2 役員の仕事中に欠員が生じた場合は、本部役員会にて代理人を決定する。その場合の代理人の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第1213条 役員の仕事は、幹事会において選出された候補者について、会員の信任投票により有効投票の過半数をもって選出する。

第5章 運営

省略

第6章 経理

<p>効投票の過半数をもって選出する。</p> <p>第5章 運営 省略 第6章 経理 省略</p> <p>付 則</p> <ol style="list-style-type: none">1 会員の死亡、改姓または住所変更のあったときは、その都度事務局にその旨を通知しなければならない。2 本会則は昭和49年11月7日より実施する。3 1993（平成5）年5月29日 一部改正。4 2006（平成18）年4月1日 一部改正(設置者移管による)5 2009年4月1日 一部改正(会費および中学校卒業生の入会等による)6 2013年9月1日 一部改正 <p>【別表】 省略</p>	<p>省略</p> <p>付 則</p> <ol style="list-style-type: none">1 会員の死亡、改姓または住所変更のあったときは、その都度事務局にその旨を通知しなければならない。2 本会則は昭和49年11月7日より実施する。3 1993（平成5）年5月29日 一部改正。4 2006（平成18）年4月1日 一部改正(設置者移管による)5 2009年4月1日 一部改正(会費および中学校卒業生の入会等による)6 2013年9月1日 一部改正7 <u>2016年6月12日 一部改正予定</u> <p>【別表】 省略</p>
---	---